

愛知県子ども会連絡協議会ホームページバナー広告掲載要領

1 趣 旨

愛知県子ども会連絡協議会（以下「本会」という。）が行う広報活動の一環として、本会と関わりのある企業や取引業者等の情報を本会ホームページにバナー広告として掲載し、広報することを目的とする。

2 方 法

本会ホームページトップページの指定する位置に、バナー広告を掲載する。

3 規 格

（１）規 格

サイズ 縦 60 ピクセル×横 120 ピクセル
画像形式 G I F 形式又は J P E G 形式
容 量 25 K B 以内

（２）募集件数 3 枠

（３）バナー広告は、広告主の負担により作成し、データにて提出すること。

4 掲載できるバナー広告の内容

以下の（１）～（５）のうち、子ども会会員、育成者及び関係機構にとって有用と思われるものとする。

- （１）野外活動サービス、スポーツ活動等施設利用案内
- （２）技術習得、遊び、自然体験プログラムを行う講師派遣や施設利用案内
- （３）子ども会活動に関係する備品・遊具等の販売
- （４）子ども会活動に関係する D V D ・ビデオ・コンピュータソフト等の販売
- （５）その他、子ども会活動に関係する事務の運営に関わるサービス（印刷等）

ただし、以下のものについては、掲載できないものとする。

- ア 法令等に違反しているもの
- イ 公序良俗に反しているもの又は反する恐れがあるもの
- ウ 政治性又は宗教性のあるもの
- エ 意見広告
- オ 個人の氏名広告
- カ 青少年の健全育成に支障があると認めるもの
- キ 本会が取り扱う広告として適当ではないと本会が認めるもの

5 掲載の順序

掲載する広告の種類及び掲載の順序は、次のとおりとする。

- （１）国、地方公共団体、公社、公団、公益法人及びこれらに準ずるもの
- （２）企業のうち、公益的性格のある企業で、県内に事務所を有するもの
- （３）前号に掲げるもの以外の企業及び自営業で県内に事業所を有するもの
- （４）その他掲載する広告として妥当であると会長が認めるもの

6 料 金

広告掲載月数	金 額
3か月	15,000 円
6か月	30,000 円
12か月	60,000 円

※ 上記以外については、別途協議のうえ決定する。

7 申込み及び掲載決定

申込書（別紙 1）により申し込むこととし、掲載の可否については、決定通知書（別紙 2）により通知する。

8 広告料の納入

- （1）料金の納入については、広告取扱い開始月に掲載が決定した期間の広告料を本会から別途請求するものとする。
- （2）一度納入された料金は還付しない。ただし、本会の責めによる事由（機器の調整等による場合を除く。）により広告が掲載できなかった場合には、掲載できなかった日数に応じた広告料に相当する額を還付する。
- （3）（2）にかかわらず、天災、事変その他の非常事態の発生により、本会ホームページの運営を一時停止した場合は、料金は還付しない。

9 広告内容の修正

広告の内容等が各種法令若しくは当該要領等に違反している、そのおそれがある、又は誤りがあると判断したときは、いつでも広告主に修正を求めることができる。

10 広告掲載の取消し

次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに広告の掲載を取り消すことができる。

- （1）第 4 の規定に反すると認めるとき
- （2）第 9 の規定による広告内容の修正が行われなとき
- （3）指定する期日までに原稿を提出しなかったとき

11 広告掲載の取下げ

- （1）広告主は、自己の都合により広告の掲載を取り下げることができる。
- （2）広告主は、前項の規定により広告の掲載を取り下げるときは、書面により本会に申出なければならない。

12 広告及びリンク先の変更

広告主は、広告の内容及びリンク先を変更しようとする場合、変更しようとする日から起算して 10 日前までに、本会に届け出るものとする。

13 広告主の責務

- (1) 広告主は、広告及び広告主が指定したリンク先のホームページの内容、その他の広告掲載に関するすべての事項について一切の責任を負う。
- (2) 広告主は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

14 その他

会長の認めるものについては、この限りではない。

15 申込み／広告原稿送付／問い合わせ先

愛知県子ども会連絡協議会 事務局

〒461-0011 名古屋市東区白壁 1-50 愛知県社会福祉会館内

TEL : 052-212-5508 FAX : 052-212-5503

e-mail : aikoren@aichi-fukushi.or.jp

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

この要領は、令和7年7月 日から一部改正し施行する。